

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

アンゴラ人権報告書 2016 年版

概要

アンゴラは立憲共和国である。1985 年の独立以来、与党、アンゴラ解放人民運動（Popular Movement for the Liberation of Angola）（MPLA）が政権の座にある。2012 年 8 月、政府は 2010 年の憲法発布後初の大統領選挙と議会選挙を行い、MPLA が票の 71.8% を獲得した。2012 年 9 月、ホセ・エドゥアルド・ドス・サントス（Jose Eduardo dos Santos）大統領が新憲法の下で 5 年任期の大統領に就任した。

文民当局は概して、治安部隊に対する効果的な統制を維持した。

最も重大な 3 つの人権侵害は、拷問や殴打を含む残虐、過剰及び品位を傷つける刑罰、集会、結社、言論及び報道の自由の制限、並びに公務員の汚職と刑事免責であった。

その他の人権侵害には、恣意的又は不法な生命の剥奪、苛酷で生命を脅かす恐れのある刑務所の状態、恣意的な逮捕及び勾留、裁判前勾留の長期化、人権侵害者の刑事免責、適正手続の欠如及び司法手続の非効率、補償のない強制立ち退き、非政府機関（NGO）に対する制限、女性と子どもに対する嫌がらせと暴力、児童労働、人身売買、労働者の権利に対する制限、強制労働が含まれた。

虐待を犯した当局者を訴追又は処罰するために政府はある程度の措置を取ったが、チェック・アンド・バランスの欠如、制度的行為能力の欠如、刑事免責の文化、及び政府における汚職の蔓延のため、説明責任は弱かった。

第 1 節 個人の完全性の尊重，以下の不利益からの自由など：

a 恣意的な生命の剥奪，及びその他の法に基づかない又は政治的動機による殺害

法執行活動を行うにあたって、政府又はその代理者は、過剰な、時として生命を脅かす暴力を用いた。

例えば、メディアの情報源と複数の NGO によると、(2016 年) 8 月 6 日、治安部隊がルアンダ郊外で、14 歳の少年、ルフィノ・アントニオ（Ruffino Antonio）の家族の住居やその他の不法に建設されたと言われる住居を破壊した後、アントニオを射殺した（第 1 節 e 項参照）。政府及び国のオンブズマンはそれぞれこの射殺について捜査を開始した。（2016）

年末時点で、これらの捜査はいずれも進行中であった。

(2016年)4月5日、ウアンボ(Huambo)州裁判所は、2015年に世の光(Light of the World)教会のメンバーと警察が衝突して市民13名と警察官9名が死亡した事件に関し、世の光の指導者であるホセ・カルペテカ(Jose Kalupeteka)に懲役28年の刑を言い渡した。この死亡者数は公式発表によるものであるが、野党は死亡者はもっと多かったと主張した。

(2016年)8月9日、クワンザ・スル(Kwanza Sul)州で警察と世の光の間で新たな衝突が発生し、伝聞によると教会のメンバー5名と警察官3名が死亡した。(2016年)8月13日の同様の衝突でも犠牲者が出たが、その数は知られていない。政府は、検事局(Attorney General's Office)(PGR)がこの事件の捜査を行っていると言った。

(2016年)8月21日、メディアは、政府のダイヤモンド企業、エンディアマ(Endiama)の系列である民間警備会社、アルファ5セキュリティサービス(Alfa 5 Security Services)の警備員が、ルンダ・ノルテ(Lunda Norte)州ルカパ(Lucapa)で、17歳のガブリエル・ムフゲノ(Gabriel Mufugueno)を殺害したと報じた。被害者の親族によると、警察は銃撃に責任があるとしてアルファ5の警備員を拘束した。この事件はこの地域における鉱山職人の抗議行動を誘発した。

b 失踪

政治的な動機による失踪の報告はなかった。

c 拷問及び他の残虐、非人道若しくは品位を傷つける取扱い又は刑罰

憲法及び法律ではあらゆる形態の拷問、及び残虐、非人道的又は品位を傷つける取扱い又は刑罰を禁じているが、政府は必ずしもこうした禁止を執行しなかった。警察署に連行する途中、及び取調べ中に警察署で、殴打やその他の虐待の報告が時々あった。政府は、時として治安要員が個人を逮捕する際に過剰な暴力を振るうことがあると認めた。警察当局は、個人に対する暴力又は過剰な力を用いる行為を率直に非難し、被害者に対し、虐待を警察又は国選弁護人局(Office of the Public Defender)(オンブズマン)に報告するよう求めた。

新聞報道によると、(2016年)9月1日、ギャング団に属していることが疑われたホセ・パドラオ・ローレイロ(Jose Padrao Loureiro)が、8月31日に逮捕された後、及びランヘル(Rangel)警察署内で、警察によって殴打され、死亡した。1日の勾留の間に、ローレイロは拷問を受けて死亡したと伝えられた。国家警察広報官のマテウス・ロドリゲス

(Mateus Rodrigues) は、検視の結果、被害者が激しく殴打されていることがわかったと述べた。当局は、9月5日に調査を開始し、5名の警察官を拘束した。

治安部隊は、政府に対する民衆のデモに厳しく、時として暴力的に、対応した。複数のメディアと NGO は、全国の警察、特にルアンダ (Luanda)、マランジェ (Malanje)、ベンゲラ (Benguela) の各州とロビト (Lobito) 市の警察が抗議者を殴打したと報告した。治安部隊が目に見える形で存在していることは、政府が不法デモとみなす活動を強く阻止するのに十分であった。当局は、民衆のデモの多くは、社会の不安定を作り出すことを狙っているだけの名の知れた扇動者たちが組織したと主張した。

メディアは、(2016 年) 8 月 20 日、ドス・サントス大統領の辞任と活動家ダゴ・ニベル (Dago Nivel) の釈放を求めてルアンダで行われた抗議行動の際に、警察が数名の抗議者を殴打し、抗議をやめさせるために警察犬部隊を使用し、それらの犬が 3 名の抗議者を負傷させたと報じた。メディアは、明白な咬傷のついた男性たちの写真を含め、この事件の写真を公表した。伝聞によると、警察はその後、警察犬のために負傷した男性を含む抗議者の集団を市のはずれまで車で連れて行き、そこに放置した。国家警察総司令官 (General Command of the National Police) は、この件について一切知らないと述べた。

ダイヤモンド産地の民間警備会社による虐待の報告があった。

例えば、ビデオを含むメディアの報告によると、(2016 年) 4 月 21 日、ダイヤモンド産地であるルンダ・ノルテ州カフンフォ (Cafunfo) で、民間企業のために働く民間警備員が 10 名の鉱山職人を鉋で激しく殴打した。

刑務所及び収容施設の状況

刑務所及び収容施設の状況は厳しく、生命を脅かす恐れがあった。国内 NGO、活動家及びメディアは、汚職、暴力、過密、不十分な医療、及び全般的に劣悪な状況について指摘を続けた。

物理的状況: (2016 年) 4 月、刑務所長官のアントニオ・フォルチュナト (Antonio Fortunato) は、刑務所の過密が重大な問題であると認めた。

当局はしばしば、公判前の被勾留者と有罪判決を受けた受刑者、また短期の被勾留者と凶悪犯罪で長期の刑を受けた者をいっしょに収監した。特に、州の刑務所ではそのような事例が多かった。

都市と農村部で刑務所の状況に大きな違いが見られた。農村部の刑務所はそれほど過密ではなく、伝聞によると更正支援、職業訓練、社会復帰支援のよりよいサービスが行われた。刑務所は必ずしも十分な医療、衛生、飲用水、食料を提供せず、家族が受刑者に食料を提供するのが習慣であった。国内の NGO は、刑務所のサービスが不十分であると述べた。2015 年、フォルチュナトは、この国の刑務所では HIV/AIDS、マラリア、結核などの病気で毎月 5 人ほどの受刑者が死亡していると認めた。

(2016 年) 4 月、フォルチュナトは、(ルアンダの郊外の) ビアナ (Viana) 刑務所では受刑者のための飲用水と食料が不足していると認めた。(2016 年) 9 月 14 日、活動家のヌノ・ダラ (Nuno Dala) は、ビアナ刑務所内で撮影したとされる写真を公開した。これにはきわめて過密な状況と、食料と飲用水の不足のために栄養失調や結核に苦しむ数名の受刑者が写されていた。(2016 年) 9 月 16 日、新聞ノボ・ジャーナル (*Novo Jornal*) は、悲惨であると主張される状況を報告した。これには、栄養失調とみられる受刑者の写真が含まれていた。また、ノボ・ジャーナルは、ある受刑者がこれらの写真を刑務所外の人々と共有する上で役割を果たしたとして、警察即応部隊 (Rapid Intervention Police) (PIR) と特別刑務所業務部 (Special Prison Services Detachment) (DESP) がこの受刑者を拷問したと報じた。観測筋は概してこの新聞は信用できると考えている。しかし、ビアナ刑務所内の状況に関する報告を独立して検証することはできなかった。

新聞報道によると、女性の受刑者らが新しい恩赦法に基づいて刑務所から釈放されるために性的関係を持つよう強制されたとしてクワンザ・スル刑務所の人事・懲罰管理部 (Human Resources and Penal Control Units) の職員 2 名を告訴した。当局は調査を開始し、(2016 年) 9 月 26 日、PGR は、性的虐待の主張は虚偽であり、受刑者釈放の手續に不正はなかったと結論した。

運営：内務省は、それぞれの施設に適切な統計があり、当局はすべての受刑者の所在を把握していると主張した。

政府は刑務所と収容施設の状況について調査及び監視を行った。刑務所オンブズマンはいなかった。

凶悪犯罪者を含む一部の犯罪者は自由を確保するために罰金や賄賂を支払っていると報告されたが、こうした慣習がどの程度蔓延しているかは不明であった。

独立的監視：政府は、独立した国内及び国際的な人権監視者や外国の外交団が刑務所を訪

問することを許可した。例えば、政府は、外国の外交官が収監中の「15+2」活動家を訪れるのを許可した（第1節 d 項参照）。しかし、市民社会団体が被勾留者と接触するのは難しく、刑務所当局は刑務所内での市民社会団体の活動を妨害した。

野党のメンバーが定期的に国内各地の刑務所を訪れ、生活状況と更正プログラムの改善にばらつきが見られると報告した。収監者に無料で法律サービスを提供している国内の NGO は、刑務所職員は状況を改善しようと努力しているが、過密のために限定的な成果しか得られていないと述べた。司法・人権省によると、受刑者の生活状況を評価するため、同省は国選弁護人局、PGR 及び国会議員の代表とともに、毎月収容施設を訪問したということである。

d 恣意的な逮捕又は拘留

法律では恣意的な逮捕と拘留を禁じているが、治安部隊は必ずしもこれらの禁止を尊重しなかった。

複数の NGO や市民社会からの情報によると、警察は適正手続を経ずに恣意的に個人を逮捕し、また、反政府抗議行動の権利が憲法で保護されているにも関わらず、これに参加した者、又は参加しようとした者を日常的に拘留した。治安部隊はしばしば、数時間で被勾留者を釈放した。例えば、(2016 年) 8 月 21 日、ロビトで、政府は革命運動 (Revolutionary Movement) の活動家パウロ・ビンテ=シンコ (Paulo Vinte-Cinco) とフランシスコ・カトラリオ (Francisco Catraio) が政治について議論するために他の若者とともに毎週の集会に参加したとき、2 人を殴打して逮捕した。20 名を超える警察官がこの集会を解散させ、参加者を追い払った。警察は翌日に 2 人を釈放した。

警察及び治安組織の役割

国家警察は内務省が統轄し、国内の治安と法執行に責任を負っている。同じく内務省の管轄下にある国外居住・移民局 (Expatriate and Migration Services) (SME) は、移民法の執行に責任を負っている。国家諜報・治安局は大統領直属であり、センシティブな国家安全保障事案の捜査に従事する。アンゴラ軍 (FAA) は対外安全保障に責任を負うが、国境警備、非正規移民の追放、及びカビンダ州の分離独立主義者であるカビンダ解放戦線 (Front for the Liberation of the Enclave of Cabinda) (FLEC) に対抗する小規模な行動を含め、国内治安も担当していた。

文民当局は FAA と国家警察に対する実効的統制権を維持し、政府は虐待や汚職の捜査と処

罰を行う機構を有していた。治安部隊は概して効果的であったが、時には治安維持に際して残虐に振る舞うこともあった。国家警察と FAA は、治安部隊による虐待を捜査する内部機構を有し、政府は治安部隊改革に向けた訓練を実施した。しかし、依然として、治安部隊による虐待の刑事免責が問題であった。

現地の人々は概して、全般的な安全と保安を強化するとして、自宅周辺や街頭での警察の存在を歓迎した。しかし、警察官は日常的に民間人から金銭を巻き上げて収入を補っていると考えられていた。汚職と刑事免責は引き続き深刻な問題であった。国家警察は、ほとんどの苦情を不透明な懲戒手続を通して内部で処理した。ただし、この手続は時として解雇を含む正式な処罰を導くこともあった。国家警察は警察と市民の幅広い相互関係について伝えるために企画されたテレビシリーズに参加した。この番組の目標は、人々に警察への協力を促すとともに、治安要員による賄賂や金銭の受理をやめさせることであった。PGR には、警察の不正行為を監督する汚職防止ユニットがある。政府は、懲戒処分を導いた一部の捜査の結果を公表した。新聞報道によると、(2016 年)9 月 17 日、当局は、車を停止させて運転者から金銭を巻き上げた 2 名の警察官を免職した。(2016 年)9 月 13 日、政府は、警察の汚職を撲滅する努力の一環として、新たに訓練を受けた 400 名の警察官を配置すると発表した。

警察はこの地域の諸外国の法執行当局者と共に、専門的訓練に参加した。

逮捕手続及び被勾留者の取扱い

2015 年 12 月、裁判前手続に関する新しい法律（法律 25/15）が施行された。

この法律は、逮捕に先立ち判事又は治安判事が令状を発行することを要求している。ただし、現行犯は令状なしにその場で逮捕することができる。しかし、当局は、逮捕の前に必ずしも令状を取得しなかった。

法律により、検察官は逮捕から 48 時間以内に、被勾留者に勾留の法的根拠を通知しなければならない。しかし、NGO からの情報によると、当局はしばしばこの要件を尊重しなかった。検察官は 48 時間以内に勾留の法的根拠があるかどうかを決定できないときには、その者を釈放するか、又は事件の重大性に従い、保釈金の納付、当局への定期的な出頭、自宅軟禁など、法によって規定された 1 つ若しくは複数の裁判前手続に従うよう求める権限を有する。

勾留の法的根拠が存在すると検察官が判断したならば、起訴なく最長 4 か月間、及び裁判

官による判決まで 12 か月間、裁判前勾留を続けることができる。懲役 8 年以上の刑罰が定められた犯罪に関する特に複雑な事件の場合には、起訴前の勾留期間が最長 6 か月まで、裁判官による判決前の勾留期間が最長 14 か月まで認められる。法律に基づき、裁判前勾留の期間は、懲役期間にカウントされる。

法律には、全ての被勾留者は、自分で選んだ弁護士であるか政府が指名する無料の弁護士であるかに関わらず、弁護士にアクセスする権利を有すると規定されている。一部の州では、弁護士が不足しているために時としてこの権利が阻害された。(2016 年) 9 月 24 日、アンゴラ弁護士協会 (Angolan Bar Association) (ABA) の会長が、アンゴラには 1,700 人の弁護士がいるが、これは刑事事件の量に対処するのに十分な数ではなく、またほとんどの弁護士がルアンダに集中しており、全国の弁護士の地理的分布に偏りがあると述べた。2015 年、司法・人権省は、全ての地方裁判所に免許を得た法律専門家がいると報告したが、同時に、弁護士へのアクセスは依然として問題であり、特に州や農村地域ではアクセスが難しいと認めた。複数の法律専門家と NGO が、ルアンダにおいてさえ、最も貧しい被告は司法当局に初めて出頭するとき又は裁判のときに弁護士にアクセスできないと指摘した。

法律は家族が速やかに被勾留者に面会することを認めているが、刑務所職員は時としてこの権利を無視するか、あるいは賄賂を支払うことを条件にした。法律は、被勾留者が弁護士又は家族と連絡できることを除き、検察官の前に出頭するまで最長 48 時間、外部から隔離して勾留することを求めている。

機能しているが効果的でない保釈制度が存在し、軽犯罪に幅広く用いられている。受刑者とその家族は、刑務所当局者が受刑者の釈放に際し賄賂を要求したと報告した。

恣意的逮捕：不法な逮捕や勾留は依然として深刻な問題であった。PGR によると、国内及び国際的な NGO が主張する逮捕時の政府の不正は、国の法律が理解されていないことが原因であった。

裁判前勾留：過剰に長い裁判前勾留が依然として深刻な問題であった。判事不足と当局間での意思疎通不足が、この問題の一因となった。裁判が始まるまで最長 2 年にもわたり当局が被疑者を刑務所に収監した例もあった。内務省は、2016 年、収監者のおよそ 45% に当たる 11,000 人が裁判前の被勾留者であると報告した。政府は多くの場合、法定期限を超えて勾留されていた人々を釈放せず、過去に裁判前被勾留者を釈放したことが犯罪増加を招いたと主張した。

勾留の正当性について裁判所に異議を申し立てる被勾留者の能力：憲法では、自分の勾留

について裁判所に異議を申し立てるヘイbias・コーパスの権利（人身保護令状を求める権利）を市民に与えている。（2016年）6月29日、最高裁判所は、「15+2」として知られる活動家のグループに人身保護令状を与えた。これは、3月にルアンダ州裁判所により懲役2年から8年の判決が出された後に弁護人が提出した上訴は停止効果を持ち、上訴の判決が出るまで被勾留者は釈放されるべきであるとの判断によるものであった。ルアンダ州裁判所の一審の裁判官であったドミンゴス・ジャヌアリオ（Domingos Januario）判事は後に、活動家らのヘイbias・コーパスの請願を最高裁判所に隠した責任を問われた。検事局は、ジャヌアリオ判事によるこの事件の処理について調査を開始した。（2016年）9月時点で、この調査はまだ進行中であった。

「15+2」事件の発端は、2015年6月、ルアンダで読書会を開いていた15名の活動家を治安部隊が逮捕したことであった。2015年9月、102日間にわたる裁判前勾留の後、彼らと他の2名の個人が、「反乱を引き起こすための準備行動、及び大統領とその他の国家制度を転覆させる計画」に関与したとして起訴された。これらの活動家らは集合的に「15+2」と呼ばれている。司法・人権省とPGRは、活動家を勾留及び起訴する手続は法の定めに従って行われたと主張した。

恩赦：（2016年）7月20日、国会は、2015年11月11日以前に凶悪犯罪以外の犯罪で懲役12年以下の刑を受けた者に大赦を与える恩赦法（11/16）を可決した。政府の代表は、2015年に国の独立40周年を記念して大統領に提案されたこの法律は刑務所の過密を緩和することも目的とされていると述べた。（2016年）9月23日時点で、この新しい法に基づいて2,500名以上の受刑者が釈放された。

e 公正な公判の否定

憲法及び法律では独立した公平な司法を規定しているが、意思決定プロセスにおいて政治的な影響を受けるなど、司法には制度的な弱点があった。司法・人権省とPGRは検察官と裁判官の独立性を高める取り組みを行った。国立司法研究所（National Institute for Judicial Studies）は、独立した司法制度の重要性に関する能力育成プログラムを実施した。

最高裁判所では裁判が長期間遅れていた。刑事裁判所も未解決事件を大量に抱え、その結果、審理が大幅に遅れた。163の地方自治体を担当する地方裁判所は、わずか22か所しかなかった。司法へのアクセスを強化するため、2014年、PGRはほとんどの自治体に法律相談事務所を設立した。

依然として、農村地域で物々交換をめぐる紛争といった衝突を市民が解決するための主な

る手段は非公式裁判所であった。非公式裁判所が存在する各コミュニティが地元ルールを定めるため、同様の事件でもコミュニティによって解決方法に相違が生じた。伝統的指導者（「sobas」として知られる）も地元での事件の審理を行い、裁定を下した。sobas は刑事事件を解決する権限は有しない。刑事事件に関しては裁判所のみが審理を行うことができる。

国家警察と FAA はいずれも内部裁判制度を有しているが、依然として一般に外部からこれらの精査を行うことはできなかった。これらの組織の構成員は内部規則に基づいて審理を受けることができるが、刑法又は民法の違反を含む事件は州裁判所の管轄となることもある。PGR も司法・人権省も、軍事裁判所に対する文民監視の責任を有している。

2015 年 11 月、「反乱を引き起こすための準備行動、及び大統領とその他の国家制度を転覆させる計画」で起訴された「15+2」の活動家の事件における裁判長は、この裁判への関心の高さと空間の制約から、傍聴を外交団や国内 NGO などの独立オブザーバーに限定すると命じた。公衆の出席は被告 1 名につき家族 2 名までに制限された。裁判長は、報道陣向けの別室を用意し、有線テレビで裁判を見ることができるようにした。2015 年のラファエル・マルケス（Rafael Marques）の名誉毀損事件や 2015 年のマルコス・マブンゴ（Marcos Mavungu）の反乱事件など、注目を浴びるセンシティブな裁判でも独立オブザーバーが傍聴した。

裁判手続

法律ではすべての市民に公正な裁判の権利を規定しているが、当局は必ずしもこの権利を尊重しなかった。被告は、有罪が証明されるまで無罪と推定される権利を享受した。当局は、逮捕から 48 時間以内に、容疑内容の詳細を容疑者本人に伝えなければならない。被告は、起訴の瞬間から全ての上訴が終わるまでの法的手続の全期間にわたり、無料で通訳を受ける権利を有する。法律によって、裁判は通常、公開審理とされるが、各裁判所は訴訟手続を非公開とする権限を有する。被告は、時宜に適う形で、自分で選んだ弁護士又は国が指定した弁護士とともに出廷する権利、及びそのような弁護士に相談する権利を有する。司法・人権省によると、全ての国選弁護人が免許を持つ弁護士である。被告は原告と対決する権利を持たない。被告は原告側証人に質問することができ、また自分の側の証人や証拠を用意することができる。被告は、抗弁の準備をする十分な時間と便宜を得る権利がある。法律は、被告が自らを有罪に導くような証言をしなくてもよいと定めている。また、個人は有罪判決を上訴する権利を有する。当局は必ずしもこうした裁判手続上の権利を尊重しなかった。

被告とその弁護士は、自分の事件との関連で政府が保有する証拠にアクセスする権利を有する。しかし、当局は必ずしもこの権利を尊重しなかった。例えば、2015 年 3 月、政治活動家マルコス・マブンゴは、カビンダ州政府に対する暴力行為をたくらんだ容疑で逮捕された。2015 年 9 月、逮捕から 200 日以上たったあと、マブンゴは国家に対する反逆の罪で有罪となり、懲役 6 年の刑を言い渡された。彼の弁護人は、政府が有罪を証明すると主張する証拠に自分たちはアクセスできなかったと正式に不服を申し立てた。しかし、司法・人権省及び PGR は、マブンゴの事件は国の治安に関わる事件としての適切な条件内で扱われ、判決は犯罪の重大性を反映していると述べた。マブンゴはこの判決を不服として上訴した。(2016 年) 5 月 20 日、最高裁判所は彼に有利な判決を下し、国家に対する反逆罪で無罪とした。最高裁判所は、その判決文において、有罪とする十分な証拠がないと記した。

子どもの問題を扱う裁判所として未成年者裁判所が指定されている。未成年者裁判所は、刑事犯罪で起訴された 12 歳から 16 歳までの未成年者の事件の審理を行う。16 歳以上の未成年者が刑事犯罪で起訴された場合、通常の裁判所で審理される。農村地域の多くの州では未成年者裁判所の規定がないため、犯罪者は 12 歳でも成人として審理され得る。多くの場合、伝統的指導者が紛争を解決する権限を国から与えられ、未成年者による犯行も含め、刑事犯罪の処罰を決めることができる。この伝統的な権限は、憲法において国の臨時の組織と定義されている。

大統領が終身任期の最高裁判所裁判官を任命し、これについて国会による追認は必要とされない。最高裁判所は概して、政治犯罪及び治安犯罪の嫌疑に関する事件の審理を行う。

政治犯及び政治的理由で勾留された者

司法・人権省は、アンゴラには政治犯は存在しないと述べた。しかし、野党はしばしば、自分たちの党のメンバーが政党に所属しているという理由で勾留されたと主張した。野党の党員が嫌がらせを受け、最長 48 時間の勾留が行われているというメディアの報告が頻繁に見られたが、確認は困難であった。

民事上の訴訟手続及び救済方法

人権侵害に対する損害賠償は、地方又は州の裁判所に求め、最高裁判所へ上訴することができる。

財産の原状復帰

憲法では居住の権利と質の高い生活を営む権利が認められており、法律には転居させられた者は公正な補償を受けると規定されている。憲法の下、所有権のない土地は全て国に帰属する。2016 年、政府は都市再開発計画を実行するために、土地収用法を利用して住宅やその他の建物を破壊した。NGO の情報及び複数の新聞報道によると、治安部隊は、ルアンダの郊外、ルアンダ＝ベンゴ経済特区 (Luanda-Bengo Economic zone) の制限区域内にあるザンゴ (Zango) で、不法に建てたといわれる民家数百軒を破壊した。伝聞によると、2016 年、これによって数千人が住まいを失い、数人が死亡した。(2016 年) 8 月に 14 歳の少年が射殺された (第 1 節 a 項参照) のに加え、4 月に幼児 1 人が偶発的に首をはねられ、8 月に 2 人が病気により死亡した。転居を強制された人の中には、破壊された財産について明確な所有権を持っていない、あるいは許可を得ていないなどの理由により、公正な補償を得られなかった人々もいた。新しい住宅を与えられた人々からも、それが職場や営業場所から遠い、又は質が低いという不満が続出した。土地の権利の問題を扱う NGO、SOS Habitat の活動家に治安部隊が嫌がらせをしたという報告に関し、2015 年に調査が行われたが、その状況について新たな情報はなかった。

f 私生活、家族関係、家庭生活、又は通信に関する恣意的又は不法な干渉

憲法及び法律ではそのような行為を禁じているが、政府は必ずしもこれらの禁止を尊重しなかった。政府の批判者、野党の党員及びジャーナリストを含め、市民団体や政治活動を行う個人は、政府が自分たちの活動と加入状況を監視していると苦情を述べた。これらの団体からは頻繁に、反政府であると噂される、又は明確に反政府の立場を取る団体とのつながりに基づいて、脅しや嫌がらせを受けたという声が聞かれた。(2016 年) 7 月 29 日、「15+2」の活動家、ルアティ・ベイラオ (Luaty Beirao) の妻であるモニカ・アルメイダ (Monica Almeida) が、ルアンダで運転中に 2 名の警察官から車を停止させられた。新聞報道によると、警察はアルメイダが助けを呼ぶのを防ぐために携帯電話を取り上げ、警察車について運転するよう命じ、3 時間にわたって目的なく市内を動き回ったとアルメイダは主張した。のちに、管轄の警察は、アルメイダを犯罪容疑者と間違えたのだと主張し、この事件に関する調査を行うと発表した。

第 2 節 市民的自由権の尊重、以下の各権利など

a 言論及び報道の自由

憲法及び法律では言論の自由と報道の自由を規定しているが、ほとんどの報道機関を国が支配していることや、ジャーナリストの自己検閲により、実際にはこれらの権利は制限されていた。ほとんどの民間メディア組織は首都ルアンダにあった。

言論及び表現の自由：個人は自己検閲を実践していると報告したが、概して直接報復の心配なく、政府を批判することができた。大都市ではソーシャルメディアが広く使用され、開かれた議論の場になっていた。ソーシャルメディアの使用又はコンテンツを制限する法律はない。

報道の自由：民間のラジオと印刷メディアは政府を公然と辛辣に批判した。当局は時としてセンシティブな内容を報道したジャーナリストや出版者を嫌がらせや逮捕で脅した。ジャーナリストは日常的に、政府の報道担当課やその他の政府職員の透明性とコミュニケーションの欠如に苦情を述べた。これはしばしば一方的な報告を導いた。野党や市民社会の活動家らは頻繁に民間所有のメディアで自分の意見を述べ、政府の側は物議を醸さない問題でさえ沈黙を保った。2016年、政府は政府とメディアのコミュニケーションを調整するために上級レベルの部署を創設し、ジャーナリストが政府閣僚に質問できる毎週のブリーフィングを行う慣例を作った。

公共報道機関は、アンゴラ公共テレビジョン (Angolan Public Television)、ラジオ・ナショナル (Radio Nacional)、及びジャーナル・ドウ・アンゴラ (Jornal de Angola) を含め、与党を支持し、野党に関する報道はごく限定的であった。野党については、国会での立法への参加に関しても限定的にしか報道されなかった。しかし、2016年、公共報道機関は、政治、法の支配、経済などの問題について全国にテレビ放映される討論会に野党のメンバーやその他のコメンテーターを含むよう、注目に値する努力をした。

暴力と嫌がらせ：当局はジャーナリストを逮捕し、彼らに嫌がらせをし、威圧した。例えば、(2016年)9月2日の新聞に掲載された記事によると、(2016年)8月30日、治安部隊は、ザンゴの住宅取り壊し(第1節e項参照)の現場を車で移動していたノボ・ジャーナル紙のジャーナリストのチームを停止させた。伝聞によると、治安要員はジャーナリストらの車を搜索し、彼らの所持品を押収した。続いて、ジャーナリストらを軍の車両に乗せ、殴打して裁判にかけると脅した。伝えられるところによると、1名のジャーナリストが殴打された。治安部隊は、6時間後にジャーナリストらを釈放し、所持品を返還した。ただし、ビデオカメラと2万クワンザ(118ドル)は返還しなかった。

検閲又は内容の制限：ジャーナリストは自己検閲を行った。治安部隊は時として警察の民間人への暴力をデジタルな形で記録することをジャーナリストに認めなかった。例えば、(2016年)5月24日、ジャーナリストで外国通信社のレポーターであるコケ・ムクタ(Coque Mukuta)がルアンダ郊外で、露天商(zungeiras)、警察、犯罪捜査局(Criminal Investigation Service) 調査官の口論を目撃し、関わった露天商の1人にインタビューしようとしたとこ

ろ、地元の警察によって殴打され、拘束された。ムクタは、警察が自分を無理やり警察車両に乗せ、殴打し、所持品を押収し、12 時間勾留したと主張した。ムクタは彼を殴打した警察官に対して正式な苦情を提出した。

社会通信大臣、大統領報道官及び国の情報担当責任者は、メディアに対する多大な意思決定権限を維持した。これらの人物は国が統制する印刷物、テレビ及びラジオのメディアにおける報道を積極的に厳しく検査し、さらには民間メディアに対しても多大な権限を行使しているというのが一般的な理解であった。国営メディアや政府に近い者が所有する民間メディアは、与党、政府職員又は政府の政策に批判的なニュースをほとんど掲載又は放送しなかった。

名誉毀損法：名誉毀損は懲役又は罰金による処罰対象となる犯罪であり、被告に推定無罪が適用されるほとんどの事件と異なり（第 1 節 e 項参照）、名誉毀損事件の被告は、損害を与えるとされた材料の妥当性を示す証拠の提供によって、自らの潔白を証明する責任を負う。

印刷メディア、ラジオ、政治的ブログの数人のジャーナリストが名誉毀損罪で訴えられた。ジャーナリストらは、政府が汚職と身内びいきの報道の能力を制限するために名誉毀損法を利用していると苦情を述べた。PGR によると、一部のジャーナリストは自分たちの地位を乱用し、事実を検証せず、あるいは非難された人に返答の権利を与えずに、政府職員に関する不正確なニュースを発表した。2015 年 5 月、裁判官はジャーナリストで人権活動家のラファエル・マルケス（Rafael Marques）に刑法上の名誉毀損で有罪の判決を下し、執行猶予付き懲役 6 か月の刑を言い渡した。この執行猶予は、マルケスが別の犯罪を行なったならば、判決日から最長 2 年間いつでも取り消しできるとされた。

インターネットの自由

政府はインターネットへのアクセスを制限又は中断することなく、オンラインコンテンツの検閲も行わなかった。政府が適切な法的監督を伴わずに私的なオンラインコミュニケーションを監視したという信憑性のある報告はなかった。国際電気通信連合（International Telecommunication Union）によると、2015 年、国民のおよそ 12%がインターネットにアクセスできた。2014 年、政府は無料 Wi-Fi サービスであるアンゴラ・オンラインを開始した。

学問の自由及び文化的行事

学問の自由又は文化的行事に対する政府の制限はなかった。

b 平和的集会及び結社の自由

集会の自由

憲法及び法律では集会の権利を規定しているが、政府は日常的にこの権利を制限した。

法律では、公共集会開催予定日の 3 日前までに地元行政機関と警察に書面で通知するよう要求している。平日の公共集会に関しては、法律は午後 7 時以降に開始することを求めている。しかし、法律はそうした行事について政府の許可を要求しているわけではない。政府は時々、治安上の配慮の認知又は主張を理由に、これらの行事を禁止した。警察や行政機関は政府を支持する集会には干渉しなかった。しかし、無党派グループが政府又は政府指導者を批判しようとする、しばしば厳重な警察の警備や政府の口実に遭い、行事の実施が妨げられた。多くの場合、当局は、要請された時期又は開催場所に問題があった、あるいは担当当局に通知がなされていなかったからであると主張した。

新聞報道及び NGO からの情報によると、(2016 年) 7 月 23 日、警察はベンゲラ州で、食品の値段が上がっていることに抗議するデモに向けて移動したとして、抗議運動である「改革運動」すなわち「Revus」のメンバー 35 名を拘束した。ベンゲラ州知事は抗議運動の許可要請を却下したが、主催者たちは続行することを決定し、警察は抗議者たちの動きを阻止して拘束するために、主要道路に検問所を設けた。警察は同日中に抗議者たちを釈放した。

政府は時として、組織された活動の許可を拒否することによって、政府の転覆を企てていると考えられる団体の活動を恣意的に制限した。野党は概して集会を組織及び開催することが認められた。しかし、野党のスタッフは引き続き、党の集会の権利の自由な行使が妨害されたと報告した。

結社の自由

憲法及び法律では結社の権利を規定しているが、政府は必ずしもこの権利を尊重しなかった (第 7 節 a 項も参照)。NGO の登録手続の大幅な遅延が依然として問題であった。しかし、登録がすんでいない NGO も活動が認められた。

政府は 2015 年 3 月に、新しい NGO 規則を発表した。市民社会は、それが NGO の行動を制限する押しつけがましいものとなる可能性があるとして批判した。例えば、新しい規則は、

プロジェクトの実行前に政府の承認を得ることを NGO に義務付け、地方の行政府にその自治体内での NGO のプロジェクトを監視する役割を与え、NGO 活動の財務報告を頻繁に政府に提出することを求めている。政府は、この規則はマネーロンダリング対策及びテロへの資金供与対策の一環であると述べた。

c 信教の自由

以下の URL で公開されている米国国務省の「世界の信教の自由に関する報告書 (*International Religious Freedom Report*)」を参照のこと。

www.state.gov/religiousfreedomreport/

d 移動の自由, 国内避難民, 難民の保護及び無国籍者

憲法及び法律では、国内移動、国外旅行、国外移住及び帰還の自由を規定しているが、政府は時々、これらの権利を制限した。

移民、難民及び無国籍者の虐待：政府は時として、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）、国際移住機関、その他の人道団体と協力して、国内避難民（IDP）、難民、帰還難民、亡命希望者、無国籍者、その他の心配される人々の保護と支援を行った。移民の人権に関する国連特別報告者、フランソワ・クレポウ（Francois Crepeau）は、（2016 年）5 月 3－10 日、政府の招きでアンゴラを訪れた。クレポウは、訪問後に発行した報告書において、政府が 2015 年底護法（Asylum Law）の主要な要素を実行していないことに言及し、難民、亡命希望者及び移民の適切な保護が行われていないと批判した。庇護法が実行されないことにより、難民や亡命希望者は、基本的サービス、及び外国生まれの親の子どもの出生証明書といった文書にアクセスすることができなかった。また、難民支援活動を行ういくつかの NGO は、治安部隊が難民と亡命希望者のコミュニティに嫌がらせをしていると述べた。NGO とメディアは、ダイヤモンド産地のルンダ・ノルテ州で、コンゴからの移民のレイプと性的虐待を含め、暴力行為や品位を傷つける扱いがあったと報告した。性的暴力の主張に対して、ドス・サントス大統領は、国境付近の状況を改善するため、国連の代表を含む委員会を設置した。この委員会は国境通過点における問題改善の状況を評価するため、定期的な検証任務を実施した。

国内移動：警察は全国で道路沿いの検問所を維持した。国内の NGO の報告から、一部の警察官が検問所で、また車両を停止させて行う通常の職務質問の際に、民間人から金銭を巻き上げていることが窺われた。ダイヤモンドの採掘が行われるルンダ・ノルテ州とルンダ・スル州からの報告は、一部の政府職員が地元コミュニティの移動を制限したことを示して

いる。

2013 年、アンゴラ政府とコンゴ民主共和国（DRC）政府は、ルンダ・ノルテ州と DRC のカタンガ州（当時）の間での人と物品の合法的な移動を増やすために、両国籍者の特別自由通行プログラムに合意した。

国外移住と本国帰還：2012 年、UNHCR とこの地域の各国政府は、ほとんどのアンゴラ人の亡命と保護がもはや必要とされなくなったという根拠に基づき、アンゴラ人の事実上の難民の地位を停止することに合意した。（2016 年）9 月 30 日、支援・社会復帰省は、自発的帰還プログラムが完了したことを受け、政府は今後、国外に暮らす市民について難民の地位を認定しないと発表した。この帰還プログラムにより、2003 年から 2015 年までの間に 525,871 人の市民が帰国した。2016 年、アンゴラの前難民は、自発的にザンビア及び DRC から帰国した。

難民の保護

政府は難民と亡命希望者に十分な保護を提供しなかった。

庇護へのアクセス：庇護法は、庇護申請提出の具体的な手続きと、亡命及び難民の認定の手引きを定めている。UNHCR といくつかの NGO は、2016 年、この法が実際には機能せず、亡命希望者や難民が申請を出す、又はその地位を得るためのメカニズムがなかったと報告した。この法律により、これまで亡命希望者を特定、検証及び合法化するための実行メカニズムであった亡命権認定委員会（Committee for the Recognition of the Right to Asylum）（COREDA）の役割が、助言委員会へと変化した。しかし、政府は、（2016 年）9 月時点で、COREDA に代わって亡命希望者と難民の地位認定を決定するメカニズムを運用していなかった。また、この法律は、難民と亡命希望者を受け入れ、政府がそれぞれの地位認定について決定を下すまで支援する難民・亡命希望者一時受け入れセンターの創設を規定した。3 つの一時受け入れセンターがあった。

雇用：就職活動を行う難民の能力に関して正式な制限が存在した。規則 271/13 は、企業の所有と経営に必要な事業免許「Alvara commercial」を難民が取得することを制限していた。難民はしばしば、公式部門で働くために必要な法的書類を入手できないため、就職するのが難しかった。加えて、難民カードが一般に受容されないこと、及び保護されるべき権利について知識がないことも問題を悪化させていた。

基本的サービスへのアクセス：難民の地位を認定された人々は公共サービスを利用できる

場合もあった。しかし、UNHCR、NGO 及び難民の報告によると、庇護法の可決以来、難民は法的書類を入手することができず、医療や教育などの公共サービスを利用できないこともあった。公務員による汚職がこの問題に拍車をかけた。

第 3 節 政治プロセスへの参加の自由

憲法及び法律では、平等な普通選挙に基づき、人々の意思の自由な表明を保証する秘密投票により、自由で公正な定期的選挙を通して、自分たちの政府を選ぶ権利を市民に与えている。市民は、国政レベルではこの権利を行使したが、州又は自治体のレベルではこの権利を持っていなかった。

2010 年の憲法によると、大統領選挙と国会選挙は 5 年に 1 度実行される。2012 年、市民は立法府の代表と大統領を選んだ。憲法は初の地方選挙の実施を求めている。しかし、地方のリーダーを選出する権利は依然として制限されており、地方選挙は行われなかった。

選挙及び政治参加

最近の選挙：2012 年、政府は議会選挙と、内戦後初の大統領選挙を実施した。与党 MPLA は議会選挙で 71.8% の得票率であった。国内及び国際的な観測筋の報告によると、全国各地での投票は平和的で、概して信頼できるものであったが、与党は主要なメディアや他の資源の国家統制を行っていることから、有利な立場を享受した。野党は選挙プロセスの多くの側面と選挙結果を批判したが、国会での議席を受け入れた。2012 年、憲法裁判所は野党の上訴を棄却し、選挙結果を自由かつ公正なものであると認めた。

州知事は中央政府が任命する。憲法は自治体レベルの選挙実施のスケジュールを定めていない。(2016) 年末時点で、政府及び与党の担当者は、2015 年に延期された自治体選挙の実施目標日を発表していない。野党及び市民社会の一部のメンバーは、この進展の遅さを不満とし、与党は自治体選挙を実施する政治的意思がないと非難した。

政党及び政治参加：与党 MPLA が全ての政治機構を支配していた。政治的権力は大統領と閣僚評議会に集中し、それを通じて大統領は行政権力を行使した。閣僚評議会は法律、政令及び決議を制定することができ、通常は立法府に付帯するほとんどの機能を受け持った。国会は、政党名簿比例代表制の下で選出された 220 名の代議士で構成される。国会は法制の起草、討議及び可決の権限を有するが、ほとんどの場合、行政府が法案を起草し、国会に承認を求めた。2012 年の議会選挙後、野党代議士は議席の 20% を占めた。これは 2008 年の 13% から上昇した。

政党は 18 州全てにおいて人々を代表しなければならないが、真に全国的な支持者を持つのは MPLA、UNITA、及びそれより支持者の少ないアンゴラ救国連合選挙連立（Broad Convergence for the Salvation of Angola）のみであった。法律により、いかなる政党も、民族、人種又は性別によって党員を制限することはできなかった。

2016 年、伝聞によると、MPLA と野党の支持者の間で複数の紛争があった。(2016 年) 5 月 25 日、UNITA の議員と地方の党代表で構成されるある代表団がベンゲラ州で襲撃された。この襲撃は MPLA の支持者と地域住民が行ったといわれ、その結果 MPLA の支持者 2 名と UNITA の支持者 1 名を含む 4 名が死亡した。UNITA はこの事件に関する議会調査を開始した。内務省はこの事件を PGR に付託し、PGR が調査を開始した。(2016 年) 7 月 1-2 日、ルアンダのラミロス (Ramiro) 地区の UNITA 党事務所が破壊され、党旗が燃やされた。UNITA 党職員と複数の新聞報道が、この破壊を行ったのは MPLA の支持者だと主張した。(2016 年) 7 月 1 日、ドス・サントス大統領は、国民に対し、政党、市民及び各種組織は政治的不寛容に関わるのを避け、それらに遭遇した場合には適切な当局に通報するよう呼びかけた。野党の政治家たちは、警察、特に州の警察に、野党に対する暴力を捜査する意思がないと主張した。司法・人権省は、野党からの苦情の多くを調査中であると述べた。

女性と少数民族の参加：政治プロセスへの女性と少数民族の参加を制限する法律はなく、実際、女性と少数民族は政治プロセスに参加した。国会議員 220 名のうち、79 名が女性であった。州知事は（全国 18 名のうち）2 名、閣僚は（35 名のうち）5 名が女性であった。アンゴラには複数の言語グループが暮らしており、その多くが政府に代表を送っていた。

第 4 節 公務員の汚職及び政府内の透明性の確保

法律では当局者による汚職に対する刑事罰を規定しているが、政府はこれらの法律を効果的に施行せず、国内及び国際的な NGO やメディアの情報筋は、当局者は汚職慣行に関与し、刑事処分を免れていると報告した。

汚職：政府のあらゆるレベルにおいて汚職が蔓延しており、チェック・アンド・バランスの欠如、制度的な行為能力の不足、刑事免責の文化のため、説明責任は限定的であった。ただし、政府の透明性と説明責任の向上に取り組む複数の機関があった。司法は政治の影響を受けやすく、利益相反が生じがちであった。汚職事件の訴追が行われることは稀であった。

(2016 年) 3 月 1 日、HIV/AIDS、結核、マラリアとの戦いに重点的に取り組む国際組織、グローバルファンドの調査官室 (Office of the Inspector General) (OIG) は、2013 年にアンゴラ政府に支払われたマラリア対策補助金に関連した汚職の調査結果を発表した。OIG は、保健省の高官らが結託してグローバルファンドの補助金数百万ドルを自分の私的投資に不正流用したと報告した。保健省は、この高官らに資金の返還を求めた。グローバルファンドは、この資金が後に返還され、この事件を提訴したと報告した。(2016) 年末現在、この事件の状況について公表された情報はなかった。

財務省は、国の支出と債務の情報を含め、ウェブサイトにも国家予算を公表した。しかし、依然として公的支出に関する説明責任は弱かった。2016 年、財務省と国際通貨基金が協力して、財務の透明性を高めるイニシアチブを実行した。

2015 年 6 月、国会は、マネーロンダリングとテロへの資金供与を防止するために政府機関及び民間企業が国際的な法執行機関と情報を共有することを可能にする刑事共助法 (Mutual Legal Assistance Law) を可決した。2012 年、政府はマネーロンダリング対策 (AML) のための構造改革を実行すると決定した。この戦略を支援するため、国は、金融活動作業部会 (Financial Action Task Force) (FATF) が設置した国際協力レビューグループ (International Co-operation Review Group) (ICRG) に参加した。FATF は、マネーロンダリング、テロへの資金供与、その他の国際的な金融システムの完全性の脅威と戦うのに必要な基準設定と手段の実行に責任を負う政府間「政策決定」組織である。アンゴラ政府は、国の法律、規則、組織を FATF の勧告に一致させるため、ICRG、及びアンゴラが所属する地域 FATF グループである東南アフリカマネーロンダリング対策グループ (Eastern and Southern Africa Money Laundering Group) (ESAAMLG) と協力し、マネーロンダリング対策とテロへの資金供与対策 (AML/CFT) の対処すべき問題点に関する相互評価報告 (MER) を採択した。こうした問題点に対処する努力を行っていることから、アンゴラは、AML/CFT の問題点全てに対処するために ESAAMLG との協力を継続することを目指して、(2016 年) 2 月、FATF/ICRG グレーリストから除外された。しかし、(2016 年) 8 月、ESAAMLG の政府高官タスクフォースは、アンゴラが目立った前進をしておらず、2015 年 8 月以来、MER の勧告を実行していないと報告した。

アンゴラ国立銀行 (BNA) は、より強力な AML/CFT の手段を実行する一連の措置を発表したが、金融部門に関する国内外の多くの評論家は、BNA が AML/CFT の問題を十分に監視していないと指摘した。専門家らは、金融犯罪を見つけ、最終的に訴追する上で、依然として国の金融機関と法執行機関の連携が取れていないと指摘している。設立から 5 年が経過した金融情報ユニット (Financial Intelligence Unit) (FIU) の役割、独立性及び認知度を高める必要があるという ESAAMLG の政府への勧告にもかかわらず、FIU は引き続き

ほとんど BNA の陰で活動し、その予算を BNA に依存していた。2013 年に設立され、司法省が議長を務める汚職防止グループ (Anti-Corruption Group) は、めったに会合を開かず、2016 年、その所見を国民に発表しなかった。

前年までと同様に、政府当局者が政治的立場を利用してビジネス取引から利益を得ているという信憑性ある報告があった。ビジネス環境は引き続き、大統領の家族を含め、政府と関連のある者に有利であった。

政府閣僚や他の上級当局者の多くが、担当省庁による規制対象である、又は担当省庁との取引先である官民の企業に公然と利害関係を有していた。利益相反に関する法律や規制はあるが、執行されていなかった。警察、教師及び他の政府職員における軽微な汚職も蔓延していた。警察は市民や難民から金を巻き上げ、刑務所当局者は受刑者の家族から金を巻き上げていた。

財務情報開示：公人としての高潔さに関する法律は、政府高官が資産を検事局に申告することを求めている。司法・人権省によると、政府職員の財務情報が適切な政府部署に提出された。法律はこれらの報告を秘密情報として扱っている。大統領、副大統領、国会議長は、この公人として高潔さの要件から除外されている。除外されない政府職員は、新たな役職に就任してから 30 日以内に、及びその後 2 年ごとに、新たに申告を行わなければならない。法律は退任したときに新たな申告をすることを求めているが、職員は 60 日以内に政府の財産を全て返還しなければならないと規定している。

不遵守に対する処罰は、違反条項次第で変動するが、例として解任、3 年から 5 年間の政府業務禁止、3 年間の政府との契約禁止、不法取得資産の弁済、及び受け取った賄賂の金額の最大 100 倍相当の罰金が挙げられる。国家経済警察局がこの法律に対する違反の捜査に責任を負うほか、他の金融犯罪や経済犯罪も担当し、これらを財務裁判所に付託して訴追を求める。2016 年中、知られている限りでこの法律に関連する事件はなかった。

ダイヤモンド産業、特に探査権、生産権、購入権の分配に関して、依然として透明性が問題であった。

情報への国民のアクセス：法律では政府の情報への国民のアクセスを規定している。政府のウェブサイトに掲載される情報量は徐々に増えているが、まだ限定的である。法律は官報での公表によって公開される。政府刊行物は少額で購入できるが、オンラインで全体が公開されるわけではない。概して、政府は情報請求に対して反応が鈍く、政府が公開情報と見なす情報と秘密情報と見なす情報の区別が不明瞭なこともあった。

第 5 節 国内における人権侵害の有無に関して国際組織及び非政府組織が実施する現地調査に対する政府の姿勢

様々な国内及び国際的な人権団体が全国で活動している。政府の汚職や人権侵害の調査を行う団体の一部が、自分たちの活動に政府が干渉したと申し立てた。市民社会団体は被勾留者と接触することが難しく、刑務所当局は刑務所内での市民団体の活動を妨害した。

結社法は、NGO に対し、その責務と活動分野を特定するよう求めている。政府はこの規定を利用して、既存の NGO が特定の活動、特に政治的にセンシティブな活動に関与することを防止又は妨害した。2015 年 3 月、NGO の活動を規制することを意図した大統領令により、結社法の執行されていない要件の多くが正式なものとなり、この法の実施に責任を負う政府機関の再編が行われた。NGO は、それぞれの活動、会計報告、外国人及び国内の職員に関する新しい報告要件について懸念を示した。また、活動が実体のある「公益」を持つと政府に証明する責任についても、懸念を表明した。政治的権利に関して活動を行っている NGO 及び人権擁護者らは、この新しい規則、特に「公益」の規則は NGO の活動を制限する意図で設けられていると主張した。司法・人権省は、新しい規則は財務の透明性とマネーロンダリング対策に関する国際基準に従うために必要なものであり、NGO の活動を制限することを意図したものではないと述べた。

新しい規則が発行される前でも、政府は国内 NGO に人権に関連した活動を行うことを認めていたものの、多くの NGO は、登録に際して問題に直面し、微妙な形の脅しを受け、より深刻な嫌がらせや閉鎖のリスクに曝されたことから、活動範囲を限定せざるを得なかったと報告した。

前年までと異なり、政府が NGO の職員を逮捕した、又は嫌がらせを行った例は報告されなかった。

政府の人権団体：国が資金提供する人権報告書執筆のための省庁横断委員会（Inter-Ministerial Commission for the Writing of Human Rights Reports）は、多様な政府省庁の代表のみで構成されている。主要な市民社会メンバーは、この委員会が独立しているとも効果的であるとも考えられなかったため、これに参加しないことを決定した。

国会の第 10 人権委員会は、人権侵害に関する市民の苦情を調査する責任を負い、国会に対して勧告を行っている。

受刑者を含め、権利を侵害された市民と侵害した官公庁又は公的機関の仲裁をする組織として、独立したオンブズマン事務所が存在した。オンブズマン事務所は、意思決定権限や裁定権限は持たず、市民が司法にアクセスするのを支援し、市民権に関して政府機関に助言を行った。また、同事務所は、報告書を発行し、人権とオンブズマンの役割について市民の教育を行った。

第 6 節 差別、社会的虐待及び人身売買

女性

レイプ及びドメスティック・バイオレンス：レイプは配偶者レイプを含め違法であり、最長 8 年間の懲役刑による処罰対象となるが、捜査の資源が限られ、法医学の能力が不足し、司法制度が有効ではないことから、ほとんどのレイプ事件の訴追が行われなかった。政府は、女性に対する暴力に焦点を絞った公的なメディアキャンペーンを継続した。司法・人権省は内務省と共同で、女性警察官の増員と、レイプ申立てに対する警察の対応改善に取り組んだ。

(2016 年) 7 月 26 日、新聞オ・pais (*O Pais*) は、ルアンダのある病院の統計を引用し、この年の前半 6 か月間にその病院だけで 574 件の性暴力が報告されたと報じた。それに対して、2015 年の家族・女性保護省、内務省及び社会支援・復帰省の報告は 419 件であった。同省は 2015 年に 25,414 件のドメスティック・バイオレンス事件があったと報告した。これは 2014 年から 57% の増加であった。

「ジェンダー及び性的根拠による暴力のゼロトレランス」と名付けられたキャンペーンが継続された。このキャンペーンは、性暴力に対する意識を高め、女性に警察への通報を奨励した。

法律ではドメスティック・バイオレンスを犯罪と規定し、それぞれの事件の重大性に従って懲役と罰金の刑を定めている。2015 年、政府は 27 か所のドメスティック・バイオレンス相談センター、7 か所のその他のシェルター、及び全国に多様な治療センターがあると報告した。政府は、ドメスティック・バイオレンスの原因に関するさらなる研究のほか、被害者支援のためのシェルター増設を呼び掛けた。担当省はアンゴラ弁護士協会と共同で、虐待被害女性に無償で法的支援を提供するプログラムを維持し、また家族が家庭内虐待に立ち向かうのを支援するための相談センターを創設した。女性に対する暴力事件の訴追に関して利用できる統計はなかった。

与党 MPLA の傘下にある政治団体、アンゴラ女性機関（OMA）は、ドメスティック・バイオレンスの危険性に対する認識を高めるため、全国で一連のセミナーを開いた。

その他の有害な伝統的慣習：2016 年、魔術で糾弾された子どもについて散発的にニュース報道があった。全国宗教問題協会（National Institute for Religious Affairs）は、特にザイレ（Zaire）州とウイジェ（Uige）州で、魔術の信仰と糾弾が続いていると認めたが、シャーマニズム、動物の生け贄、魔術などの土着宗教慣習の削減を目指したキャンペーンと政府の指示により、虐待的な慣習の実行は大幅に減少したと述べた。魔術を使ったとして女性や子どもがコミュニティから迫害された事例が報告された。文化省と全国児童協会（National Institute for Children）（INAC）は、教育イニシアチブ、並びに魔術で糾弾された子どもを支援する緊急プログラムを持っていた。

セクシャル・ハラスメント：セクシャル・ハラスメントは広く日常的に見られ、法に反するとは位置づけられていなかった。セクシャル・ハラスメント事件は襲撃、暴行及び名誉毀損の法律に基づいて訴追することが可能であるが、2016 年にそのような訴追の報告はなかった。

性と生殖に関する権利：カップルや個人は、子どもの数、出産の間隔、タイミングを自由に責任を持って決める権利、自分の性と生殖に関する健康を管理する権利、並びに差別、強制又は暴力を受けることなくそれを行う情報と手段を持つ権利を有する。国連人口部によると、結婚している女性の 12% が近代的な避妊法を使用した。2015 年、政府はこの国で初めての家族計画戦略を発表した。国連人口基金の「妊産婦死亡の傾向：1990－2015 年」によると、2015 年の妊産婦死亡率は生児出生 10 万件あたり 477 件であった。妊産婦死亡率の高さは、出産前、出産時、出産後の医療施設へのアクセスが不十分であること、熟練した産科ケアが不足していること、及び低年齢妊娠によると考えられた。

国連の情報によると、女性の 55% が 18 歳以下で最初の子供を出産していた。性と生殖に関する医療サービスへのアクセスを制限する法的な障壁はなかったが、子どもを産むのは女性の責任であるといった文化的な考え方や避妊法を使用することへの宗教的な反対などがアクセスを制限していた。国際的なパートナーの支援により、性と生殖に関する医療サービスや HIV/AIDS を含む性感染症の診断と治療に関する政府の規定の総合的な情報が改善された。

差別：憲法及び法律に基づき、女性は男性と同じ権利と法的地位を享受しているが、依然として、特に農村部において、女性に対する社会的な差別が問題であった（第 7 節 a 項参照）。児童支援関連法を執行するための効果的な仕組みがなく、また女性は一般に育児の責

任の大部分を担っていた。知られている限り、公共部門又は民間部門において、雇用又は職業、信用、給与、企業の所有・経営、あるいは住宅における差別の事例はなかった。ジェンダー差別は、財やサービスへのアクセスよりも、家庭での責任に関して顕著であった。

法律は同一労働同一賃金を定めている（第7節d項参照）。しかし、女性は低い地位についていることが多かった。

家族・女性保護省が主導する省庁間の取り組みにおいて、政府は女性の権利と家庭内での虐待に関する多様な情報キャンペーンを行い、国、州及び自治体レベルでワークショップや研修会を主催した。

子ども

出生登録：市民権は国の領土内での出生又は親からの継承によって得られる。政府は全ての出生を直ちに登録してはおらず、活動家は都市部と農村部双方で多数の子どもが未登録のままであると報告した。国連児童基金によると、2013年中頃の時点で5歳未満の子どもの69%が出生証明書を持っていなかった。政府は未登録児童の就学を許可したが、4年生までに限られた。2013年の計画に従い、政府は2016年末まで、成人を含め全ての人々の出生登録費用を免除した。前年まで、親は5歳未満の子を無償で登録できたが、5歳以上の児童を持つ親の登録費用負担はきわめて高額であった。

教育：出生証明書を持つ児童については6年生まで無償の義務教育であるが、しばしば教科書代や教育当局者に支払う費用など、少くない追加費用が必要であった。これらの費用は、国家予算で賄われない学校の運営や保守のために用いられることもあったが、子どもが教室に席を得るために家族が支払う賄賂であることもあった。親が料金を支払うことができなければ、子どもが学校に通えないことも多かった。

児童の就学率は年齢を問わず、農村部より都市部の方が高い傾向にあった。農村部の児童は一般に中等教育にアクセスすることができず、初等教育にアクセスできないことも少なくなかった。伝聞によると、難民及び亡命希望者の児童は、身元証明書類を入手することができないために就学が困難であった。州都でさえ、全児童を収容するには教室が足りなかった。親、特に農村部の親は、女子よりも男子を学校に行かせることが多いという報告があった。UNESCOによると、就学率は、特に中等教育レベルで、男子が女子よりも高かった。

児童虐待：児童虐待が蔓延していた。家庭内での身体的虐待の報告はありふれており、地

元当局者は総じて虐待を大目に見た。孤児、あるいは医療や教育にアクセスできない児童など、脆弱な立場にある児童は、世話人から虐待されやすい傾向にあった。2012 年の法律は、児童保護の法的枠組を大幅に改善したが、同法の実施と執行は依然として問題であった。

早期結婚及び強制結婚：親の同意のある結婚の法定最低年齢は 15 歳である。政府はこの制限を効果的に執行せず、相対的に所得が低い集団の伝統的な結婚年齢は思春期の始まりと一致した。(2016 年) 9 月、家族・女性保護省は、毎年、この国の 10 人の子どものうちの 4 人が 12 歳から 17 歳で法律婚又は事実婚を開始していると報告し、早期結婚が最も多く見られるのはルンダ・スル、モシコ (Moxico)、ウアンボ、ビエ (Bie)、マランジェの各州の農村部であると述べた。事実婚が広く行われていることから、18 歳未満の男女の結婚率に関する利用可能なデータはなかった。

児童の性的搾取：児童売春を含め、あらゆる形態の売春が違法である。警察は売春防止法を積極的に執行せず、国内 NGO は、特にルアンダ、ベンゲラ、クネネ (Cunene) 州の児童売春に懸念を表明した。児童の性的搾取の罰則は、児童ポルノ、売春、性的虐待、労働虐待からの子どもの保護を含む 2014 年の人身売買防止法に定められている。この法律は、ポルノグラフィの製作及びポルノ的演技に関する児童の使用、周旋、提供、金銭的利益を禁止していない。またこの法律は児童ポルノの配布と所持を犯罪として禁止していない。

成人と 12 歳以下の児童の性的関係はレイプとみなされ、法的な処罰は 8 年から 12 年の懲役である。12 歳から 17 歳の児童との性的関係は性的虐待とみなされ、有罪判決を受けると 2 年から 8 年の懲役に処せられる。捜査の資源が限られ、司法制度が不十分であることにより、多くの事件の訴追が妨げられた。2016 年、知られている限りで訴追は行われなかった。同意に基づく性交の法定最低年齢は 18 歳である。

2012 年のある法律は「子どもへの 11 の約束 (11 Commitments to Children)」キャンペーンを成文化した。この法律は優先事項を決定し、不法な児童労働、人身売買、性的搾取を含むあらゆる形態の児童虐待を根絶するための政府の政策を統合するものである。

国際的な子の奪取：アンゴラは、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する 1980 年のハーグ条約の締約国ではない。以下の URL で公開されている国務省の報告「親による国際的な子の奪取に関する年次報告書 (Annual Report on International Parental Child Abduction)」を参照のこと。

travel.state.gov/content/childabduction/en/legal/compliance.html

反ユダヤ政策

およそ 350 人のユダヤ人コミュニティが存在し、それは主に国外に居住するイスラエル人で構成されている。反ユダヤ主義的行為に関する報告はなかった。

人身売買

以下のURLで公開されている米国国務省の「人身売買に関する報告書 (*Trafficking in Persons Report*) 」を参照のこと。

www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/

障害者

法律では、雇用（第 7 節 d 項参照）、教育、医療及び司法制度やその他の国のサービスへのアクセスにおける身体障害者、感覚障害者、知的障害者、精神障害者を含む障害者の差別を禁じているが、政府はこれらの禁止を効果的に執行しなかった。憲法は、障害者に制限のない全面的な権利を与えており、政府に対しては家族を支えるための障害の予防、障害者の処遇、社会復帰及び差別撤廃に向けた国家政策の導入、障害者の移動能力に対する障壁の排除、障害に関する社会教育、並びに障害者向けの特別学習及び訓練機会の奨励を要求している。憲法は、飛行機での移動を含め、交通に関する障害者の権利に明示的に言及していない。

障害者には、8 万人に上る地雷やその他の爆発性戦争残存物の被害者が含まれた。ハンディキャップ・インターナショナル (Handicap International) という NGO の推定によると、50 万にもの人々が障害を抱えて暮らしている。政府の資源が限られ、サービスの利用可能性にばらつきがあることから、それらの人々のうち身体的リハビリ、学校教育、職業訓練、カウンセリングなど国が提供するサービスを利用できたのは 30% にすぎなかった。

全国障害者評議会 (National Council for Persons with Disabilities) は、すべての障害者が差別から保護され、障害のない市民と同じ権利と基本的人権を持っているかどうかを検証する責任を負っている。しかし、障害者は、公共又は民間の施設にアクセスすることが難しく、また就職先を見つけることや教育制度に参加することも困難であった（第 7 節 d 項も参照）。障害を持つ女性は性的虐待を受けやすく、妊娠すると見捨てられやすいと報告された。人身売買防止法は特に、障害者を含む脆弱な人々の性的虐待の処罰を定めている。支援・社会復帰省が障害を持つ復員軍人を含め、障害者が直面する問題への対応に取り組み、政府の複数の機関が地雷で障害を負った個人を支援するプログラムに協力した。2012

年の選挙の際、政府は障害者に投票支援を提供した。障害者は投票ブースで投票用紙に記入する際の介助者を独自に選ぶことを許可され、また投票を並んで待っている人々より先に投票することができた。

先住民族

推定 14,000 名のサン族が、ウイラ (Huila)、クネネ及びクアンド・クバンゴ (Cuando Cubango) の各州に散在する小規模なコミュニティで生活していた。サン族は伝統的な狩猟採集民族であり、多数派の人々とは言語的にも民族的にも明確に異なる。憲法は先住民族の権利について明示的に言及しておらず、信頼できる NGO によると、サン族は医療、教育、身分証明カードを含め、政府の基本的なサービスに十分アクセスできなかった。伝聞によると、政府は企業や有力なコネのあるエリートらがサン族から伝統的な土地を取り上げることを認めた。2016 年、NGO の情報筋は、サン族が伝統的に暮らしてきたが現在は政府や企業が所有する土地で狩猟していたといわれる数人のサン族の人々を治安部隊が殺害したと報告した。伝聞によると、他の選択肢がないために多くのサン族が物乞いになった。

性的指向と性同一性にに基づく暴力、差別及びその他の虐待

憲法ではあらゆる形の差別を禁じているが、性的指向又は性同一性に明示的に対応してはいない。司法・人権省によると、法律は同性同士の性的関係を犯罪としていない。1886 年刑法の条項は同性愛を犯罪として見ることができるとは、司法制度はもはやこの法律を使用していない。しかし、憲法は結婚を男女間のものと定義している。国内及び国際的な NGO は、レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー、インターセックス (LGBTI) の人々は差別と嫌がらせを受けていると報告したが、性的指向に基づく LGBTI コミュニティへの暴力の報告は稀であった。政府は保健関連の機関を通して、LGBTI に対する差別を削減する一連のイニシアチブを開始した。例えば、全国 HIV/AIDS 対策協会 (National Institute for the Fight Against HIV/AIDS) は、地元の NGO や LGBTI 活動家らと協力して、医療従事者や全国の自治体による差別的慣習の撤廃を促進した。

LGBTI の人々に対する差別はしばしば報告されないままになっていた。LGBTI の人々は、時として警察が彼らの苦情を正式に受け付けるのを拒否すると主張した。2014 年、LGBTI の団体が公然と、市民社会で初のゲイ組織を結成した。この組織は、嫌がらせや社会的疎外に苦しむ LGBTI の若者を救うために設立された。2016 年、この組織は保健省及び全国 HIV/AIDS 対策協会と協力し、LGBTI コミュニティの保健サービスと性教育へのアクセス改善に取り組んだ。

HIV 及び AIDS に対する社会的汚名

HIV/AIDS 感染者に対する差別は違法であるが、法が執行がなされていないことから、雇用者はこの病気に感染又は発症した人々を差別した。HIV/AIDS 感染者に対する暴力の報道はなかった。国内及び国際的な保健 NGO の報告から、HIV/AIDS 感染者への差別が一般的であることが窺われた。政府の全国 HIV/AIDS 対策協会は、HIV 患者の検査とカウンセリングを行う際の職員の細やかな配慮と差別撤廃に関する教育を行っている。国内 NGO は政府とともに、HIV/AIDS 感染者への汚名や差別と闘った。

第 7 節 労働者の権利

a 労働組合結成の自由と団体交渉権

法律では、軍人と警察官を除き、独立した組合を結成し、それに加入する労働者の権利を定めている。労働組合を設立するためには、州内のある経済部門の少なくとも 30% の労働者が登録プロセスに従い、政府から承認を得なければならない。法律では、公共サービスを除き、団体交渉権を規定している。法律は、軍、警察、PGR の検事と治安判事、刑務所職員、消防士、「不可欠なサービス」を提供する公務員及び石油労働者によるストライキを禁止している。

法律は組合が政府の干渉を受けることなく活動することを認めているが、同時にストライキ権にはある程度の制限を設けている。労働者は、ストライキを行う前に、苦情について誠意をもって雇用者と交渉する努力をしなければならない。交渉を行わなかったならば、政府はストライキの権利を否定することができる。政府は国の安全保障とエネルギー部門に影響する労使紛争に介入することができる。不可欠なサービスは、交通部門、通信、ごみの管理と処理、燃料の分配を含め、広く定義されている。国益に関わる例外的な状況では、当局は不可欠なサービス部門に労働者に徴用する権限を有する。集団労働争議は、公共行政・雇用・社会保障省による強制的な調停によって解決される。法律はスト参加者に対する雇用者の懲罰を禁止しておらず、「労働者の規範の違反」又は許可されていないストへの参加の場合には政府が労働者を強制的に仕事に戻すことを認めている。それにもかかわらず、法律は、反組合差別を禁止し、労働者の不服は労働裁判所で裁判されると規定している。法律により、雇用者には、組合活動のために解雇された労働者を復職させることが求められている。2016 年、スト参加者に対する懲罰の事例はなかった。

政府は概して、適用法を効果的に執行しなかった。公共行政・雇用・社会保障省は、自分の権利が侵害されたと考える労働者のためのホットラインを設置しており、また独立した

組合の連合であるアンゴラ自由独立労働組合連盟（Confederation of Free and Independent Labor Unions of Angola）は、2014 年、労働裁判所は手続に時間はかかるものの機能していると述べた。法執行の努力は、十分な訓練を受けた労働監督官の数が不足していることによって妨げられた。2015 年、全国の労働監督官の数は 187 名であった。伝聞によると、一部の企業は、まもなく労働監督官の検査が行われるという内報を受け、政府の努力を効果のないものにしていった。

結社の自由と団体交渉権は全般的に尊重されていなかった。組合の設立と組合への加入には政府の承認が必要であり、それは加入資格と合法性の問題によって阻まれた。政府が運営する組合から独立した労働組合は、影響力の増大に努めたが、与党 MPLA と労働者の歴史的な繋がりや、国内最大の労働組合（MPLA の労働者派閥も構成している）の優勢な財務基盤のため、引き続き MPLA が労働運動を支配した。政府は国で最大の雇用者であり、政府職員の賃金は公共行政・雇用・社会保障省が組合と交渉を行うことなく決定した。

2016 年、国内各地で、多様な労働者のストライキが発生した。例えば、新聞報道によると、（2016 年）8 月 25 日、国で 2 番目に大きい港、ロビト港で、遅配されている 4 か月分の給与の支払いを求めて 2,000 人以上の労働者がストライキを行った。伝聞によると、港湾当局と労働組合は、1 週間後、1 か月分の給与を即時支払い、残りの遅配給与を 2 か月後に支払うという条件で、ストライキを解決した。（2016 年）9 月 22 日、当局が遅配給与の支払いを行わなかったため、港湾労働者は 2 回目のストライキに入った。伝聞によると、労働者らは遅配給与の新しい支払計画が実行されたのを受け、9 月 28 日にストライキを中止した。

b 強制労働の禁止

法律ではあらゆる形態の強制労働を禁止している。

政府は、労働監督官が不足していることなどにより、この法律を効果的に執行しなかった。違反の罰則は人身売買と同じく 8 年から 12 年の懲役である。これは違反を抑止するのに十分ではない可能性がある。

強制労働は、特にルンダ・ノルテ州とルンダ・スル州で、農業、建設、家庭内サービス、ダイヤモンド鉱山職人において、男女ともに見られた。移民労働者はパスポートの押収、脅迫、食料提供の拒否、監禁の被害を受けた。政府は、法執行官と移民当局のための教育ビデオの使用を継続した。このビデオは人身売買の被害者を見つけることだけを目的としていたわけではないが、それに関する短い部分を含んでいた。INAC は引き続き、主に教育

の重要性に関するコミュニティ・アウトリーチ活動を通して、農場で働くために国の南部地域の農業地帯に移動する子どもの数を削減する努力を行った。児童強制労働も発生した。

以下のURLで公開されている米国国務省の「人身売買に関する報告書（*Trafficking in Persons Report*）」も参照のこと。

www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/

c 児童労働の禁止及び雇入れの最低年齢

法律は 14 歳未満の子どもの労働を禁止している。雇用契約を交わしたい場合、若者は 14 歳以上であるという証拠を提出しなければならない。14 歳から 16 歳の子どもは、親の許可があるならば、又は親の同意はないが自分が結婚しており、仕事が学校での学習を妨げず、未成年者の身体的、知的、道徳的発達を妨げないならば、働くことができる。また、法律は、働きたいと考える孤児が「適切な組織」からの書状の形での公式な労働許可を得ることを認めているが、それがどのような組織であるかは規定していない。公共行政・雇用・社会保障省、社会支援・社会復帰省、内務省、INAC、及び国家警察が児童労働法の執行に責任を負っている。人身売買の根絶に向けて法執行の活動を調整するため、2014 年に新しい省庁横断委員会が設立された。この委員会は概して、公式部門における児童労働基準を効果的に執行したが、大部分の児童が働いている大規模な非公式部門については、政府の監視が困難であった。

労働監督官は、適切と考えるならばいつでも抜き打ち検査を行う権限を与えられている。違反の罰則は一般に、違反を抑止するのに十分であった。14 歳以上の児童について書面で契約を締結しない場合の処罰は、その会社が支給する平均月給の 2 倍から 5 倍に相当する罰金である。14 歳以上の児童が徒弟制度の一環として雇用される場合も、書面で契約を交わすよう要求される。この契約を締結しない場合の処罰は、その会社の平均月給の 3 倍から 6 倍に相当する罰金である。（法律で禁じられた）危険な仕事に分類される仕事に児童が従事していると判明した場合、罰金はその会社の平均月給の 5 倍から 10 倍に相当する金額である。これらの罰金を支払わないと、追加の罰金が発生する。

児童労働、特に非公式部門での児童労働が、依然として問題であった。公共行政・雇用・社会保障省は 18 州全てにおいて公式部門の職場を監督していたが、労働監督官が労働者の年齢や作業現場の状態をチェックしていたかどうかは不明であった。同省は、ある企業が児童労働を使用していると判断した場合、事件を内務省へ移管して捜査を求め、場合によっては告訴する。児童労働の使用を理由に政府が企業に罰金を課したかどうかは不明であった。公共行政・雇用・社会保障省は、他の政府機関及び労働組合と共に、児童労働防止

に向けた国家計画を策定した。(2016 年) 6 月、副検事は、当局がビエ州で 20 人の児童を乗せてルアンダ州に移動していたバスを停止させたと報告した。伝聞によると、このバスは農場へ児童労働者を供給しようとしていた。当局は運転手を逮捕し、(2016) 年末時点で、この事件は調査中であった。

多くの場合、児童が行う仕事は非公式部門での仕事であった。児童は家庭の農場や商業的プランテーション（特に果樹園）での農作業、漁業、煉瓦製造、木炭製造、家庭内労働及び露天商といった経済活動に従事した。搾取的労働慣行の例として、港湾及び国境交易所での物品の販売、輸送、荷下ろしなどが挙げられる。伝聞によると、児童はナミビアとの違法な越境取引における運び屋を強制された。成人の犯罪者は時として、12 歳未満の児童を無理やり犯罪活動に使用した。これは司法制度が 12 歳未満の児童を裁判所で裁くことを禁止しているためである。非公式ダイヤモンド採鉱における児童労働と強制児童労働の使用について信頼できる報告はなかった。

児童の路上労働は、特にルアンダ、ベンゲラ、ウアンボ、ウイラ、クワンザ・スルの各州で日常的に行われた。捜査員は、ルアンダの路上で働く児童の多くが週末にはルアンダや周辺の町の何らかの形の住居に戻ることに気づいた。こうした児童のほとんどが靴磨き、洗車、水運び及びその他物品の運搬、あるいは他の非公式労働に従事していたが、中には軽犯罪や物乞いに頼る児童もいた。営利目的での児童の性的搾取も発生していた。

政府は INAC を通じ、18 州全てにおいて、州レベル及び地方自治体レベルでの児童保護ネットワークの創出、訓練及び強化に取り組んだ。事件の追跡又は統計情報提供のために中央で一本化された仕組みはない。2015 年、ベンゲラ、ルンダ・スル、ベンゴの各州で、地元の当局が児童労働を 68 件を摘発したが、訴追されたという報告はなかった。政府はまた、児童とその家族の教育と生計の機会を拡大するために資源を投じた。

以下の URL で公開されている米国労働省の「最悪の形態の児童労働に関する所見 (*Findings on the Worst Forms of Child Labor*)」も参照のこと。

www.dol.gov/ilab/reports/child-labor/findings/

d 雇用及び職業に関する差別

労働法では人種、性別、宗教、障害又は言語に基づく雇用と職業の差別を禁止しており、政府は概して公式部門ではこの法を効果的に執行していた。憲法では全ての形態の差別を禁止している。ただし、憲法は、政治的意見、国籍、性的指向、性同一性の問題には明示的に対応していない（第 6 節参照）。法律は同一労働同一賃金を規定しており、多くの女性

が国営企業や民間部門で高い地位についているか、非公式部門で働いていた。知られている限り、公共部門でも民間部門でも雇用と職業における差別に基づく訴追はなかった。大臣の職につく女性もあり、その地位が維持された。

法律の規定にもかかわらず、障害者は公共又は民間の施設へのアクセスが難しく、それが障害者の教育制度への参加や就職を困難にしていた。知られている限り、雇用又は職業における障害者差別の報告はなかった。

移民労働者に対する差別も見られた。

e 受入れ可能な労働条件

各産業部門の月額最低賃金は、商業及び採掘産業部門が 22,495 クワンザ(132 ドル)、交通、サービス、製造部門が 18,750 クワンザ(110 ドル)、農業が 15,003 クワンザ(88 ドル)である。最低賃金法は、露天商、自給自足農業、家庭内使用人といった非公式部門の労働者には適用されない。アンゴラは貧困所得水準を定めていなかったが、国連開発計画の推定によると、1日 165 クワンザ(1 ドル)、又は1か月 2,950 クワンザ(29 ドル)であった。

標準的な週間労働時間は 44 時間であり、少なくとも 1 週間に 1 回、24 時間連続した休暇が与えられる。交代勤務制又は変動性の週間スケジュールで働く場合、残業手当が付く前に週当たり最大 54 時間勤務する可能性がある。公式部門では、過剰な強制的残業が禁じられており、1日 2 時間、月 40 時間、又は年間 200 時間が限度と規定されている。法律では年次有給休暇も規定している。法律により、雇用者は 12 月に従業員に最低でも給与月額の 50%のボーナスと年次休暇を与えなければならない。週間労働時間の基準は、労働者が公共行政・雇用・社会保障省(MAPTSS)に正式に苦情を提出しない限り、執行されない。合法的な永住許可又は一時労働ビザを持つ外国人労働者は、労働法に基づいて保護されていた。

MAPTSS は、公式労働部門では最低賃金法を効果的に執行した。国の経済のおよそ 60%が非公式部門によるものと推定されており、ほとんどの賃金労働者は収入を補うために副業を持っているか、あるいは農業やその他の非公式部門の仕事を行っていた。非公式部門のほとんどの労働者は、賃金基準又は労働安全基準の対象ではなかった。

(2016 年) 8 月 9 日、大統領令 15/16 が施行され、家事労働者の最低雇用基準が設けられた。これには全国的な最低賃金基準による保護、雇用者の家庭外に暮らす家事労働者の 1 日 8 時間労働、雇用者の家庭内住み込み家事労働者の 1 日 10 時間労働、家事労働者の社会

保障保護に対する雇用者の抛出の義務化、及び出産手当と休日勤務手当が含まれる。この法律の実施及び執行に責任を負うのは MAPTSS である。

労働法は経済の全ての部門において安全な労働環境を保証している。労働者は、危険な労働状況から脱する権利を持ち、雇用者が危険な業務の実行を要求する場合には MAPTSS に正式な苦情を申し立てることができる。政府は労働安全衛生基準を執行し、NGO が申し立てた苦情に基づき、民間企業の業務状況の調査を行った。